

## 保留地購入の流れ (公開抽選方式の場合)

1. 申込み
  - ①「抽選参加申込書」
  - ②「申立書」
    - ※法人の場合、役員名簿を添付してください。
  - ③「住民票（申請者本人）」（個人の場合）  
「登記事項証明書（現在事項全部証明）」（法人の場合）
  - ④「委任状（代理人の場合）」を土地区画整理課に提出。
  
2. 資格審査
  - 申出者において資格審査を行う。
  - ※申込みができない方
    - ・未成年者
    - ・成年被後見人又は被補佐人
    - ・破産者で復権を得ない者
    - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は役員が暴力団である者
    - ・抽選に参加しようとする者の参加を妨げた者
    - ・抽選の公平な執行を妨げた者
    - ・正当な理由がなく規則に基づく契約を締結しなかった者、又は締結した契約を履行しなかった者
  
3. 資格審査決定
  - 資格審査後、抽選参加を認めた方に対し
  - ①「保留地公売抽選参加申込受付済証」
  - ②「抽選保証金納付書」
  - ③「抽選保証金還付請求書」
  - の3つを郵送。
  - 書類が届いたら速やかに②の納付書にて、抽選保証金を支払う。（土地売買価格の5%）
  - ※保管証書を発行いたしますので、苧田町役場会計課にてお支払いください。

4. 抽選 公開抽選日当日は以下の書類を持参してください。
- ①「保留地公売抽選参加申込受付済証」
  - ②「抽選参加申込書」に押印した印鑑
  - ③「抽選保証金」の支払いを証明するもの  
※事前に保証金を納付していない場合は「抽選保証金」及び「納付書」を持参し、抽選受付の前に苅田町役場会計課横窓口でお支払いください。
  - ④「抽選保証金還付請求書」 ※必要事項記載
  - ⑤「保管証書」※事前に保証金を納付した場合
  - ⑥「委任状」 ※代理人が抽選に参加する場合
5. 売却決定 抽選後、当選者に「売却決定(抽選)書」「契約保証金納付書」を交付。  
※落選者には予め渡していた請求書で抽選保証金の払出処理を行います。  
※当選者の抽選保証金(5%)は契約保証金(10%)に充当します。

**売却決定を受けた日の翌日から10日以内**

6. 契約
- ・保留地売買契約締結及び契約保証金(10%)の支払い。  
※契約保証金は抽選保証金(5%)との差額となります。
  - ・契約時に必要なもの
    - ・実印
    - ・印鑑証明
    - ・契約保証金の領収書
    - ・収入印紙(金額に応じて)

**契約を締結した日の翌日から起算して30日以内**

7. 支払い 売買代金(支払済の契約保証金を除いた残金)の支払い。
8. 引渡し 売買代金の完納確認後に「土地引渡書」を交付。